

# 増やそう！ いなぎの「イクメン」

増やすのは・・・

『イクメン』ならぬ、『イクメン(育児を楽しむ男性)』です

\*\*\*男女が共に子育てや介護をしながら働き続けられる社会を！\*\*\*  
～「育児・介護休業法」が改正されました～



平成22年度  
稲城市

いなぎにおける男女共同参画の意識醸成の一環として、  
「いなぎのイクメン」を増やしましょう！  
～子どもとのかけがえのない時間を過ごしてみませんか～

## 育児休業 Q&A

\*\*\* 育児休業を取るための豆知識 \*\*\*

**Q** 育児休業はどのタイミングで取得すればよいですか？

**A** 原則として、自分が休業すると決めた1か月前までに申し出る必要があります。但し、早産などの場合は1週間前でも認められます。育児休業を取ると決めたら、できるだけ早く事業主と相談して必ず書面で申請してください。

**Q** 賃金の保証は取得中でもありますか？

**A** あります。休業前の賃金の50%相当額が雇用保険から支給されますし、社会保険料の支払いも一部免除されます。例えば、収入が減るのを少しでも避けるため、有給休暇や福利制度を利用するのも一つの方法だと思います。就業規則等を再確認してみるのもよいかもしれません。

**Q** 子どもが急病の時に看病のため休むことはできますか？

**A** 働く者同士の父親・母親間で休む・休まないという話でもめることがありますが、子どもが病気になる時ほど心配なことはありません。小学校就学前の子が1人であれば1年に5日間、2人以上であれば1年に10日間、父母それぞれが取ることができます。

\*\*\*\*\*

### ◆ 「パパの育児休業体験記」

[http://www8.cao.go.jp/wlb/change\\_jpn/taikenki/h20/index.html](http://www8.cao.go.jp/wlb/change_jpn/taikenki/h20/index.html)  
⇒内閣府のHPです。男性の育児体験をぜひご覧ください。

◆ 「とうきょう子育てスイッチ」 <http://tokyo.kosodateswitch.jp/>  
⇒東京都福祉保健局のHPです。パパの悩み110番は必見です。

## 改正育児・介護休業法の主な改正内容

### 1 子育て期間中の働き方の見直し

- ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間労働勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

### 2 父親も子育てができる働き方の実現

- ・ 父母が共に育児休業を取得する場合、現行の1歳から1歳2か月までの期間延長を可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
  - ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合には、その後必要であれば、再度育児休業を取得することが可能となる。
  - ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができ、これを廃止する。
- これらに合わせ、育児休業給付についても所要の改正。

### 3 仕事と介護の両立支援

- ・ 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

### 4 実効性の確保

- ・ 苦情処理、紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日（但し、一部の規定は常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年6月30日まで適用猶予）。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

### 現状

- ・女性の育児休業取得率は約9割に達する一方、約7割が第1子出産を機に離職。
- ・仕事と子育ての両立が難しかった理由は、「体力がもたなそうだった」が最も多く、育児休業からの復帰後の働き方が課題。
- ・育児期の女性労働者のニーズは、短時間勤務、所定外労働の免除が高い。
- ・子が多いほど病気で仕事を休むニーズは高まるが、子の看護休暇の付与日数は、子の人数に関わらず年5日。



### 改正内容

#### 短時間勤務制度の義務化

- ・短時間勤務制度について、3歳までの子を養育する労働者に対する事業主による措置義務とする。

#### 所定外労働の免除の義務化

- ・所定外労働の免除について、3歳までの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

#### 子の看護休暇の拡充

- ・現行：小学校就学前の子がいれば一律年5日
- ・改正後：小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

### 現状

- ・勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっているなかで、女性だけでなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことへの環境づくりが求められている。
- ・男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は1.56%といわれている。日本の男性が子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準である。
- ・男性が子育てや家事に関わっておらず、その結果、女性に子育てや家事の負荷がかかりすぎていることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因にもなっている。



### 改正内容

#### 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）

- ・父母が共に育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する。
- ・父母一人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む）の上限は、現行と同様1年間とする

#### 出産後8週間以内の父母の育児級休業取得の促進

- ・妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、その後も必要であれば再度育児休業の取得を認める。

#### 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

- ・労使協定による専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正。

### 3 仕事と介護の両立支援

#### 現 状

- ・ 家族の介護・看護のために離転職している労働者が、平成14年からの5年間で約50万人存在している。
- ・ 要介護者の日常的な介護は、年休・欠勤等での対応による者が多い。



#### 改正内容

##### 介護のための短期の休暇制度の創設

- ・ 要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。※年5日、対象者が2人以上であれば年10日

### 4 実効性の確保

#### 現 状

- ・ 妊娠・出産に伴う紛争が調停制度の対象となっている一方で、育児休業の取得に伴う紛争はこうした制度の対象外となっている。
- ・ 育児・介護休業法は法違反に対する制裁措置がなく、労働者のねばり強い助言・指導等により実効性を確保している状況である。



#### 改正内容

##### 紛争解決の援助及び調停制度の創設

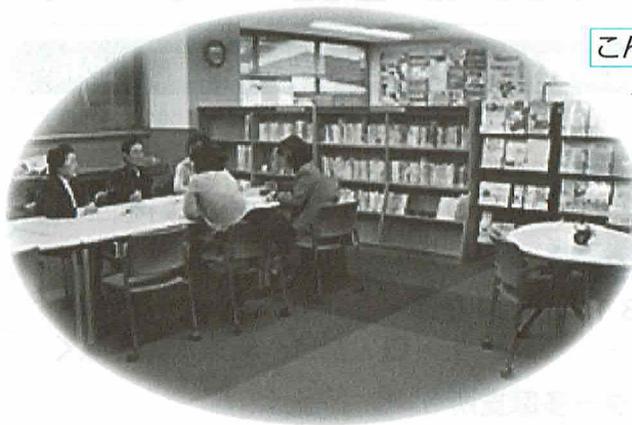
- ・ 育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設ける。

※過料の創設…育児・介護休業法では、同法の施行に関し厚生労働大臣等が必要と認めるときは事業主に対して報告を求めることができ、それに反する行為に対し過料が発生する。

いなぎにおける男女共同参画社会を考えてみませんか…

### ご利用ください！『稲城市男女平等推進センター』

男女平等推進センターは、男女の性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を実現させていくための拠点施設です。（開館時間は午前9時～午後10時。休館日は第2火曜日と年末年始です。）いま国では、男女共同参画の実現に向け男性の積極的な育児参加を推進しています。このように、「父親も育児に参加しよう」と機運が高まる中、稲城市でも自分から育児をする男性が増えるように男女平等推進センターから意識啓発を行います。



こんなコーナーがあります!!

☆情報収集コーナー

★打ち合わせコーナー

☆キッズルーム

(授乳も可)

★印刷室

☆相談室

### 一人ひとりの生き方を大切に仕事と生活の調和 ワーク・ライフ・バランス \*3つのポイント\*

- ◆ 男女に関わらずあらゆる世代のためのワーク・ライフ・バランスです。
- ◆ 子育てや介護など人生の段階で希望に応じたバランスで実現できるものです。
- ◆ 「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」が相互に良い結果をもたらします。

いま、男女共に家庭と仕事の両立支援が必要とされています

解決に向けた一歩へ

## 「いなぎ女性の悩み相談」

～心の負担を少しでも軽く、  
ひとりで悩まずにご相談ください！！～

**\* 相談は無料、秘密は厳守します \***

相談窓口\*\*\*\*\*

◆面接または電話相談は、前日までに予約が必要です。

(※ 男性は水曜日相談可)

電 話 042-378-2112

相談日 第1・3水曜日、第4土曜日 10時～16時

身近な暴力も犯罪です!ご相談ください!安全な生活を取り戻すために…

東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455 9時～21時 年末年始を除く

東京都女性相談センター

03-5261-3110 9時～20時  
土・日・祝日、年末年始を除く

東京都女性相談センター多摩支所

042-522-4232 9時～16時  
土・日・祝日、年末年始を除く

夜間・緊急時は… 警察 (事件発生時) 110番

編集・発行

平成22年10月

稲城市企画部協働推進課女性青少年係

〒206-0802 稲城市東長沼2112-1 (地域振興プラザ内)

TEL 042-378-2112 FAX 042-378-6971

Eメール kyoudousui@city.inagi.lg.jp